

平成 24 年度
第 3 回 西宮市幼児期の教育・保育審議会

(資料集：P1～P10)

平成 24 年 12 月 25 日 (火) 10:00～12:00

市役所 本庁舎 4 階 441 会議室

平成 24 年度 第 3 回 西宮市幼児期の教育・保育審議会 (目次)

1. 格差是正・こども支援WGの報告について (P1～P5)

- (1) 認可外保育施設への支援について
- (2) 地域における子育て支援の充実(子ども・子育て環境)について
- (3) 在家庭への支援について
- (4) 公立幼稚園の保育料の適正化について

2. 適正配置WGの報告について (P6～P10)

- (1) 保育所の公的機能について
- (2) 公立保育所の役割について
- (3) 幼稚園の公的機能について
- (4) 公立幼稚園の役割について

3. その他

関係資料(別冊)・・・送付済
別紙資料1～7

その他(別紙)・・・当日配布
座席表

1. 格差是正・こども支援WGの報告について

(1) 認可外保育施設への支援について

別紙資料1参照

保育の質の向上を担保するために必要な保育環境の基準について

まず現状を把握し、「認可外保育施設指導監督基準」(別紙資料1)を参考に検討しました。

【認可外保育施設について】

認可外保育施設とは、保育を行うことを目的とする施設であって、都道府県知事(指定都市及び中核市においては市長。以下、同じ。)が認可している認可保育所以外の施設を総称して、認可外保育施設と呼んでおり、平成14年10月に施行された改正児童福祉法により、認可外保育施設を設置した場合は、事業開始の日から1ヶ月以内に都道府県知事に対する届出が義務付けられています。

ただし、1日に保育する乳幼児が5人以下の施設や、事業主が雇用する労働者の乳幼児を保育するために設置する施設(事業所内保育施設)で、当該事業主が雇用する労働者以外の乳幼児が5人以下の施設などは、届出対象外施設です。

認可外保育施設は、保育に欠ける就学前児童の保育や小学校や幼稚園の受験対策としての利用など、形態は様々で、多様な保護者ニーズに柔軟に対応できるという特性があります。

平成24年10月現在、市内に60施設(うち、事業所内保育施設は18施設)開設されており、大きく分けて、主に従業員のための「事業所内保育施設」、幼児教育を主体とする「プリスクール等」、それ以外の「その他認可外保育施設」に分類することができます。

施設分類ごとの施設数と利用者数等については、下表のとおり。

西宮市内の認可外保育施設の状況(単位:箇所、人)

施設区分	施設数	利用者数		
		0~2歳児	3~5歳児	合計
事業所内保育施設	18	157	83	240
プリスクール等	6	223	309	532
その他認可外保育施設	36	348	238	586
合計	60	728	630	1,358

注)平成24年10月1日現在。

認可外保育施設における多様な保育ニーズへの対応状況

事業所内保育施設を除く	
一時預かり実施...35施設	
休日保育実施.....5施設	
夜間保育実施.....(20時まで)8施設	(21時まで)3施設
(22時まで)1施設	(24時まで)1施設

【認可外保育施設指導監督基準について】

認可外保育施設では、児童の安全確保等の観点から、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設整備等について、「認可外保育施設指導監督基準」(別紙資料1)に適合しているとともに、消防法、食品衛生法、労働基準法等関係法令の遵守が必要です。本市では、国基準に従い、認可外保育施設(事業所内保育施設を含む)60施設に対する指導監査を行っています。

監査の結果、認可外保育施設指導監督基準を満たしている(あるいは満たす見込みである)場合には、その旨の証明書を交付しています。証明書の交付を受けている施設は、42施設中(事業所内保育施設18施設は交付対象外)24施設となっています。

意見

- ・ 認可外保育施設指導監督基準を基本とすること
- ・ 衛生、安全面を重視すること。
- ・ 子どもの健康的な生活リズムや外遊びを重視すること。

施設が必要としている支援のうち、保育の質の向上に繋がるものについて

平成22年度に行った監査における施設運営者からの要望等(別紙資料1)を参考に、「保育の質の向上を担保するために必要な保育環境の基準について」の審議を踏まえ、検討しました。

意見・児童、職員の健康診断への支援

- ・ 入所幼児に関する相談や連絡体制の整備に対する支援
- ・ 職員の研修への支援

認可外保育施設への支援については、以上のような意見を踏まえて、子ども・子育て関連3法で示されていく補助の制度の状況を見ながら具体的作成を進める必要があります。

(その他)

意見・認可外保育施設も認可をとり、一定の責任を果たす方向を目指してほしい。

- ・ 指導監督基準を全部満たさないと証明書は交付されない。小さな施設にとっては大変なことだが、この証明書の意味は大きい。
- ・ 認可外にも、さまざまな規模・形態があるが、そこには保護者のニーズがあり、子どもがいることは事実。補助、助成を望む。
- ・ 監督基準を何年間かクリアしたところを対象に、補助を出すという案もある。
- ・ 支援にあたっては、用途が明確な部分に限ることで、市民の理解が得られる。
- ・ 幼稚園型の認定こども園の場合は、認可外扱いとなることを踏まえておく。

(2) 地域における子育て支援の充実(子ども・子育て環境)について

「文化にふれる」取り組みについて

これまでの審議を振り返り、今回の課題やキーワード、資料等をもとに検討を行いました。

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者向けの講演会や情報提供、体験の場の設定。 ・大人の語りや子どもとのコミュニケーションを大切にする。 ・豊かな自然を背景に、地域で子育てをする。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者のデジタル化（子どもとの直接的なかかわりの減少） ・保護者の子育ての不安（習い事に走る風潮） ・3世代家庭の減少（子育ての相談者の不足）
キーワード	伝承遊び、童謡、異文化、絵本、行事、季節、言語化、地域、交流、アウトリーチ
検討内容	<ul style="list-style-type: none"> ・大人がお話を直接語ることができるように。 ・自然の中でゆったりと子育てができるよう、地域として支える。 ・高齢者との交流ができるように。 ・保護者が子どもと一緒に遊ぶことの良さを啓発する。 ・10代の子どもや妊娠期間の保護者に対して、子育てのあり方の情報提供や子育て体験の場を設定する。
あそび	正月遊び、鬼ごっこ、だるまさんがころんだ、雪遊び、縄遊び、はねつき、折り紙、絵本読み、ごっこ遊び、ままごと遊び、春を見つける、染色遊び、野菜の収穫、造形遊び

今後、地域における子育て支援の充実(子ども・子育て環境)についての議論は、西宮の子どもの望ましい子ども像と環境整備のあり方としてまとめ、さまざまな子育て施設や支援の場で活用されることが求められています。

(3) 在家庭への支援について

別紙資料2参照

まず、在家庭の現状の把握と、西宮市が実施している子育て支援事業（別紙資料2）を参考に検討を行いました。

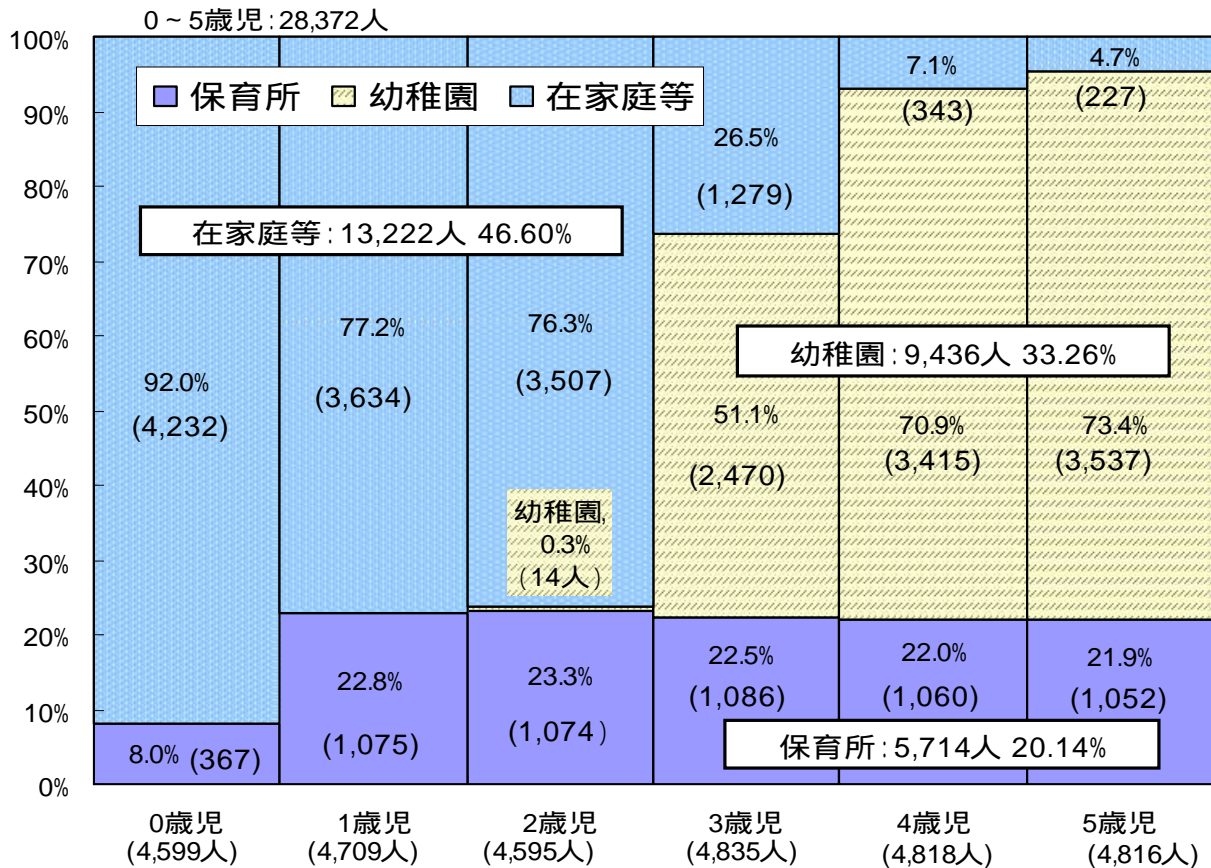
【就学前児童の状況 平成24年5月1日現在 就学前児童数（0～5歳児）28,372人】

就学前児童のうち、約半数が在家庭等（認可保育所や幼稚園に通う児童以外、認可外保育施設利用者を含む。）となっています。

保育所	幼稚園	在家庭	計
5,714人（20.14%）	9,436人（33.26%）	13,222人（46.60%）	28,372人（100.0%）

年齢別就学前児童の居場所

(平成24年度)



意見・市の支援事業を、回数や参加者数等だけでなく、内容での評価も必要。

- ・ 私立幼稚園では、県の支援事業にも参加しており、2歳児を中心として実施している。市として参加者の傷害保険料の支援等といった補助もほしい。
- ・ 在家庭の中でも、家にこもりがちな家庭のニーズを把握し、その保護者が参加するような支援を考える必要がある。
- ・ 保護者が出産後の育児多忙な時期ではなく、妊娠中に子育て支援の情報提供を行い、一度でも参加できればその後につながるのではないか。
- ・ 幼稚園や保育所での支援が重要だが、施設側に余裕をもった受け入れ体制ができるための補助の必要がある。
- ・ 保護者がサービスの受け手だけでなく、趣味などをきっかけに集まり、子育ての交流や地域貢献できる体制に導くような支援がほしい。
- ・ 母子保健（保健所）と子育て（こども部）の連携した取り組みがほしい。

在家庭への支援については、今後子ども・子育て関連3法に基づき、市において実施されるニーズ調査により、家にこもりがちな家庭や妊娠中の家庭も対象にした支援のあり方を検討する必要があります。

(4) 公立幼稚園の保育料の適正化について

別紙資料3参照

適正な保護者負担については、これまで公立幼稚園にかかる運営経費に対する保護者負担額の割合の視点等から検討されています。包括外部監査報告（別紙資料3）では保育料の見直しの検討が求められています。そこで今回事務局より提案して検討を行いました。

【新しい公立幼稚園の保育料の考え方(案)】

定額制であった公立幼稚園の保育料を、子ども・子育て関連3法に基づき、応能負担制度に変更すること。（別紙資料3）

手法～公立幼稚園と保育所の保育料1時間あたりの保護者負担を公平にすること。

公立幼稚園と公立保育所の保育時間の比較

「公立幼稚園の保育時間」

曜日	保育時間
月・水	8:40～11:50
火・木・金	8:40～14:00

1週間の保育時間：22時間20分
年間の保育時間：約870時間（39週）

「公立保育所の保育時間」

曜日	保育時間（原則）	最長の保育時間
月～金	8:30～16:30	7:30～18:00
土	8:30～12:00	

延長保育は別途設定。夏休み中も保育あり。

1週間の保育時間：
原則：43時間30分 最長：69時間
年間の保育時間：
原則：約2170時間 最長：約3450時間
（50週）

年間の保育時間で比較すると、公立幼稚園の保育時間は公立保育所の保育時間の25～40%となります。（中間値32.5%）

公立幼稚園の新保育料(月額)案

保育所の使用する保護者の階層区分を使い、以下のように考えてみます。

$$[\text{公立幼稚園の保育料}] = [\text{保育所の保育料}] \times [32.5\%]$$

意見・保育時間の比較は中間値ではなく、より正確にする必要がある。

- ・保育時間での比較は、わかりやすいが、運営経費等を加味した比較にすることで、より現状にあった比較になるではないか。
- ・包括外部監査の調査では、施設の満足度では、公私立幼稚園や保育所に大きな差はない。公立幼稚園の満足度が高い保育料を実質値上げすれば、入園希望者が減るのではないか。
- ・公費投入額を検討するとなると、人件費や保育料を見ていく必要がある。
- ・保育料の応能負担を設定する場合は、就園奨励金と併せて検討しないと、所得階層によっては不公平が残ってしまうことに注意すべき。
- ・子ども・子育て関連3法においても、応能負担を基本としていることから、西宮市でも同じ方向であるべき。

公立幼稚園の保育料については、今回の「保育所の1時間あたりの保育料と比較する」という考え方だけでなく、その他の視点からも検討することが求められています。

今後も、子ども・子育て関連3法に基づき、応能負担の考え方を踏まえた保育料制度へと検討する必要があります。

2. 適正配置WGの報告について

(1) 保育所の公的機能について

別紙資料4参照

保育所の公的機能については、全国社会福祉協議会・全国保育協議会より2007年に出された資料を参考に、児童福祉法第39条に基づく保育所の機能を基本機能として検討を行いました。

保育所の基本機能 ~ 児童福祉法第39条等に基づく保育所の基本機能 ~

保育に欠ける乳幼児の保育を行う機能

健康、安全で情緒の安定した生活ができる保育

養護と教育を一体的に行う保育

発達を支援する保育

保育所を利用する保護者を支援する機能

保護者との協働による子育てを行う

親と子のきずなの形成支援を行う

保護者の子育てを支援する多様な保育サービスを提供する

特に配慮を要する子どもの保育を行う機能

あゆみ（障がい児）保育児童や要保護児童など、特に配慮を必要とする子どもや家庭への支援

保育所の子育て支援機能 ~ 地域の実情やニーズに応じて整備していく機能 ~

地域の子育て家庭への支援機能

保育所での支援

例：保育所施設開放、保育所体験、育児関連講座、子育てサークルの支援・育成
子育て情報の提供、子育て相談、預かり保育

未来のパパ・ママ支援機能

例：中高生などを含めた未来の保護者の保育体験

プレパパ・プレママ支援

地域社会との連携・協働のなかで保育所として役割を果たしていく機能

例：学校との連携協力、世代間交流の推進、異年齢児交流推進

虐待防止等、地域の他機関・関係者との連携・ネットワーク活動

子育て支援グループ・サークルへの支援

意見・保育所を子育てのまちのステーションとして展開し、母子保健やプレママ・プレパパなどの事業を保育所で実施することで、保護者に対して、子育て支援機能の拠点が保育所であると意識付けをし、子育てに関する相談をしやすくできないか。

- ・市や社会福祉協議会、地域の事業を保育所や保育所の近隣施設で行うことで、子育てについては保育所という安心感を地域の人に与えることができる。
- ・保育と母子保健との連続性を考え、その上で保育所の機能を考える必要がある。
- ・公的機能というと、保育行政全般、子育て支援事業全般の枠組みで捉えてしまう。その中でも、保育所の果たす役割として何が一番効果的なのかというところにスケールダウンして考える必要がある。

保育所の公的な役割は、児童福祉法第39条に基づく保育所の機能を基本とし、保育所保育指針に準拠した保育を推進することと考えます。また今後の女性の社会進出の増加に伴う子育て支援のニーズに合った保育の展開が求められています。

(2) 公立保育所の役割について

別紙資料5 参照

特別な支援を必要とする児童や福祉的ニーズの高い子どもの保育の現状を把握し、保育所保育指針（別紙資料5）をもとに、公立保育所の現在の役割や、今後の役割について検討を行いました。

【公立保育所のセーフティネット】

特に配慮を要する福祉的ニーズの高い子どもの保育については、公立保育所にセーフティネットの役割が求められます。公立保育所には、福祉的ニーズの高い子どもとその保護者への支援の迅速な対応が求められる場合があることから、公的機関との連携を取りやすい公立保育所が、セーフティネットの役割の多くを担っています。しかしながら、13ブロックの中で、公立保育所が無い地域においては、民間保育所が、その役割を担っています。今後、適正配置を考える上で、すべてのブロックに、特別な支援、福祉的ニーズに対応できる体制を作り、ブロック内に公立保育所がない場合には民間保育所が担うとともに、公立と民間が連携して両方で担っていく必要があります。

【公立保育所の地域子育て支援】

保育所での支援

子育て家庭への保育所機能の開放	子育て等に関する相談や援助の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・スマイル短期体験 ・スマイルあそぼう会 （園庭開放・体験保育・相談支援の一体型事業） 各地区の中で、毎日1ヶ所は開催。 公立保育所子育て支援事業活動チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所内で随時実施 ・地域の児童館での相談支援 （公立保育所長・副保育所長による子育て相談） 子育てのノウハウを在家庭の保護者に伝える <ul style="list-style-type: none"> ・スマイルあそぼう会なんでも相談

未来の保護者の保育体験

中学生	高校生
<ul style="list-style-type: none"> ・トライやるウィーク 全保育所 3～6名 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい育児体験 4施設 高校生195名

地域社会との連携・協働

保育実習	地域の子どもをめぐる諸課題への対応
新任小学校教師 5施設 10名 大学生 19大学 97名 看護学生 1施設 55名	<ul style="list-style-type: none"> ・児童委員との定期的な連携実施 ・保健所（地域保健）、小学校、専門家など関係機関との協力会議実施（要保護児童対策協議会等）

その他世代間交流、異年齢児交流を実施

その他

公立保育所保護者による1日保育士体験

保護者が地域に子育てのノウハウを還元する

【課題】

民間保育所では、公立保育所の支援事業に加えて下記の事業を実施しています。

- (ア) 子育て家庭の交流の場の提供及び交流の促進
- (イ) 地域の子育て支援に関する情報の提供
- (ウ) 一時保育 など

また、公立保育所の特性や民間保育所の特性をそれぞれ生かした今後のあり方や将来像についての検討が必要です。

民間保育所の特色ある子育て支援と公立保育所の子育て支援、公私立幼稚園の子育て支援の機能を活用し、全市で地域偏在がないよう適正に配置し、その機能が発揮されることが望まれます。

意見・子どもや保護者の立場であれば、幼稚園、保育所いずれにせよ、行きたいところに行けることが、理想である。

- ・ 人的配置や財政措置をしても受け入れが難しい特殊なケースの場合のために、公立が専門化することも必要と考える。

特に配慮を要する福祉的ニーズの高い子どもにとって、公立保育所はセーフティネットとしての役割が必要です。公立保育所は、公的機関との連携が取りやすく、福祉的ニーズの高い子どもとその保護者への支援の迅速な対応が可能です。しかしながら、13ブロックの中で、公立保育所が無い地域においては、民間保育所が、その役割を担っています。

今後、公立と民間が連携し、すべてのブロックに、特別な支援や福祉的ニーズに対応できる体制作りが必要です。将来的には、すべての民間保育所においてセーフティネットの役割を担っていく体制の整備が必要と考えます。

(3) 幼稚園の公的機能について

別紙資料6参照

幼稚園教育要領に準拠した教育を行うにあたり、幼稚園が担うべき公的機能について、次に挙げる学校教育法第3章及び幼稚園教育要領（別紙資料6）の留意事項に基づいた幼稚園の機能を基本として検討を行いました。

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして幼児を保育する機能

項目
満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児を対象とする。
<p>幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児の健やかな成長のために適当な環境を与える。 ・ 基本的な生活習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図る。 ・ 集団生活を通じて、参加する態度を養い、身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養う。 ・ 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養う。 ・ 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導く、相手の話を理解しようとする態度を養う。 ・ 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養う。 ・ 行事については、その教育的価値を十分検討し幼児が主体的に楽しく活動できるようにする。

家庭及び地域における幼児期の教育の支援を行う機能

項目
地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に教育活動を行う。（預かり保育）
保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。
子育て支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放し、幼児と保護者との登園や保護者同士の交流の機会を提供するなど、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たす。

幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を行う機能

項目
幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交流や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を図るようにする。

特に教育的な配慮を要する子どもの保育を行う機能

項目

集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していく。

特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、指導計画や支援計画を個別に作成する。

意見

・教育課程の編成、職員の研修等、公立幼稚園と私立幼稚園との連携を更に進める必要がある。

今後も幼稚園では、幼稚園教育要領に基づいた教育課程を編成し、指導計画にしたがって義務教育につながる教育を行うことが必要であり、加えて地域の実態や保護者のニーズに対応した取り組みも求められています。

(4) 公立幼稚園の役割について

別紙資料7参照

まず公立幼稚園の現状を整理しました。公私連携のもと、私立幼稚園が率先して進めてきた3年保育や預かり保育等の実践を尊重しつつ、全市的な視点で今後の課題に対して公立幼稚園が果たすべき役割について検討を行いました。

西宮市立幼稚園教育課程の研究、作成

- ・教育委員会への教育課程編成の届出
- ・「西宮市立幼稚園教育課程の基底」資料集の作成
- ・西宮市幼児教育研究会を中心とした幼稚園教員の研究
- ・教育委員会による保育の指導、研修

【課題】

今後とも私立幼稚園の特色ある教育課程を尊重しながら、小学校への学びの連続性や一貫性のある西宮市の幼稚園教育課程を研究、整備していく必要があります。

家庭、地域の子育て支援

- ・経験のある教員による子育て相談
- ・地域行事への参加、自治会等との連携
- ・「開かれた幼稚園事業」「にぎわい事業」

【課題】

今後の子育て支援は、すべての保育施設が実施し連携することが重要であり、その中で公立幼稚園での教育時間後を使った有効な支援方法について検討していく必要があります。

幼保小の連携による、義務教育への円滑な接続

- ・「つながり」～西宮市幼稚園・保育所・小学校連携推進事業の継続による連携
- ・人権地区別研修会等による、小中学校教員との研修・連携
- ・小学校行事への参加による連携

【課題】

今後も小学校への円滑な接続を図るため、各地域において、子どもや教職員の交流、連携を更に進め、相互理解を深めていくための推進役が求められています。

特別支援教育の推進

- ・ 個別の「指導計画」「支援計画」「みやっこファイル」による小学校への継続した教育
- ・ 保育補助員制度による保育（別紙資料7）
- ・ 特別支援教育コーディネーター研修の参加
- ・ 特別支援学校による巡回相談の活用

【課題】

特別な支援を必要とする子どもの教育・保育のため、共通した相談の窓口や入園の基準を設定することが必要です。また、各園への加配教員の配置や研修、相談体制を充実させ、どの園でもその子に応じた適切な指導や支援が行われ、小学校へ継続できる体制が求められています。

意見・幼稚園全体の教育課程の研究、整備については、意義はあるがまとめるににくいのではないかと。

- ・ 公私幼稚園だけでなく、就学前の子ども全体につながるものでなければならないのではないかと。
- ・ 0歳から5歳までの子どもの発達をどの程度1つにまとめられるか心配はあるが、各年齢までに育むべき力を示すことができれば、保護者にも提供できる。
- ・ カリキュラムでなくても、ガイドラインや基底のようなものを作ってほしい。
- ・ 小学校への接続を踏まえて、どのような指導が必要なのかといったことも整理しておけば良いのでは。

公立幼稚園の役割としては、当分の間、小学校との連携による学びの連続性や一貫性のある教育課程の基底の研究、整備や、特別支援教育の推進、子育て支援を含めた地域や地域の保育施設との連携を進めていくための、ブロックでの推進役としての役割が求められています。

3. その他

【認可外保育施設指導監督基準】

1. 保育に従事する者の数及び資格

- (1) 保育に従事する者の数は、主たる開所時間である 11 時間（施設の開所時間が 11 時間を下回る場合にあっては、当該時間）については、概ね児童福祉施設最低基準（以下「最低基準」という。）第 33 条第 2 項に定める数以上であること。ただし、2 人を下回ってはならないこと。また、11 時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が 1 人である場合を除き、常時 2 人以上配置すること。
- (2) 保育に従事する者の概ね 3 分の 1（保育に従事する者が 2 人の施設及び（1）における 1 人が配置されている時間帯にあっては、1 人）以上は、保育士又は看護師の資格を有する者であること。
- (3) 常時、保育に従事する者が、複数、配置されるものであること。
- (4) 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用してはならないこと。

2. 保育室等の構造設備及び面積

- (1) 乳児用の保育を行う部屋（以下、「保育室」という。）のほか、調理室及び便所があること。
- (2) 保育室の面積は、概ね乳幼児 1 人当たり 1.65 m²以上であること。
- (3) 乳児（概ね満一歳未満の児童をいう。）の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること。
- (4) 保育室は、採光及び換気が確保されていること。また、安全が確保されていること。
- (5) 便所には、手洗い設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されており、かつ子どもが安全に使用できるものであること。便所の数は、概ね幼児 20 人につき 1 以上であること。

3. 非常災害に対する措置

- (1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。
- (2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。

4. 保育室を 2 階以上に設ける場合の条件

- (1) 保育室を 2 階に設ける建物には、保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

なお、保育室を 2 階に設ける建物が次のイ及びロをいずれも満たさない場合においては、3 に規定する設備の設置及び訓練に特に留意すること。

イ．建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は第 2 条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

ロ．乳幼児の避難に適した構造の下表に掲げる（い）欄及び（ろ）欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ 1 以上設けられていること。

(い)	屋内階段 屋外階段
(ろ)	建築基準法施行令第 123 条第 1 項に規定する構造の屋内避難階段又は第 3 項に規定する構造の屋内特別避難階段 退避上有効なバルコニー 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の傾斜路又はこれに順ずる設備 屋外階段

(2) 保育室を 3 階に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと。

イ．建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物であること。

ロ．乳幼児の避難に適した構造の下表に掲げる(い)欄及び(ろ)欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ 1 以上設けられていること。

この場合においては、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離がいずれも 30m 以下となるように設けられていること。

(い)	建築基準法施行令第 123 条第 1 項に規定する構造の屋内避難階段又は第 3 項に規定する屋内特別避難階段 屋外階段
(ろ)	建築基準法施行令第 123 条第 1 項に規定する構造の屋内避難階段又は第 3 項に規定する構造の屋内特別避難階段 退避上有効なバルコニー 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の傾斜路又はこれに順ずる設備 屋外階段

ハ．保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは、壁又は建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、この限りではない。

保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合

保育施設の調理室において、調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合

ニ．保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ホ．保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ヘ．非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ト．保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて、防災処理が施されていること。

(3) 保育室を4階以上に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと。

イ．建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

ロ．乳幼児の避難に適した構造の下表に掲げる(い)欄及び(ろ)欄に掲げる施設又は、設備がそれぞれ1以上設けられていること。この場合において、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離がいずれも30m以下となるように設けられていること。

(い)	建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外階段
(ろ)	建築基準法施行令第123条第2項に規定する屋外階段

ハ．保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは、壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合には、この限りではない。

保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合

保育施設の調理室において、調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合

ニ．保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ホ．保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ヘ．非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ト．保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて、防災処理が施されていること。

5. 保育内容

(1) 保育の内容

ア．児童一人一人の心身の発育や発達状況を把握し、保育内容を工夫すること。

イ．乳幼児の安全で清潔な環境や健康的な生活リズム(遊び、運動、睡眠等)に十分配慮がなされた保育の計画を定めること。

ウ．児童の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定するだけでなく、実行することが必要であること。

エ．漫然と児童にテレビやビデオを見せ続けるなど、児童への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないこと。

オ．必要な遊具、保育用品等を備えること。

(2) 保育従事者の保育姿勢等

- ア．児童の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。
特に、施設の運営管理の任にあたる施設長については、その職責に鑑み、資質の向上、適格性の確保が求められること。
- イ．保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること。
- ウ．児童に身体的苦痛を与えたり人格を辱めることがない等、児童の人権に十分配慮すること。
- エ．児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合は、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制をとること。

(3) 保護者との連絡等

- ア．保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育を行うこと。
- イ．保護者との緊急時の連絡体制をとること。
- ウ．保護者や利用希望者等から児童の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、児童の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるように適切に対応すること。

6. 給食

(1) 衛生管理の状況

- ア．調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行うこと。

(2) 食事内容等の状況

- ア．児童の年齢や発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容とすること。
- イ．調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。

7. 健康管理・安全確保

(1) 児童の健康状態の観察

- 登園、降園の際、児童一人一人の健康状態を観察すること。

(2) 児童の発育チェック

- 身長や体重の測定など基本的な発育チェックを毎月定期的に行うこと。

(3) 児童の健康診断

- 継続して保育している児童の健康診断を入所時及び1年に2回実施すること。

(4) 職員の健康診断

- ア．職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施すること。
- イ．調理に携わる職員には、概ね月1回検便を実施すること。

(5) 医薬品等の整備

- 必要な医薬品その他の医薬品を備えること。

(6) 感染症への対応

- 感染症にかかっていることが分かった児童については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示すること。

(7) 乳幼児の突然死症候群の予防

- ア．睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。
- イ．乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。
- ウ．保育室では、禁煙を厳守すること。

(8) 安全確保

- ア．児童の安全確保に考慮した保育の実施を行うこと。
- イ．事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図ること。
- ウ．不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整備すること。

8. 利用者への情報提供

- (1) 提供するサービス内容を利用者の見やすいところに掲示しなければならないこと。
- (2) 利用者と利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面を交付しなければならないこと。
- (3) 利用予定者から申し込みがあった場合には、当該施設で提供されるサービスを利用するための契約の内容等について説明するよう努めること。

9. 備える帳簿

- 職員及び保育している児童の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならないこと。

【認可外保育施設からの要望等について(平成22年度 監査実施51施設中21施設より)】

事項区分	概 要	
助成全般	3件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認可外保育施設への助成制度を創設してほしい。 ・ 認可外保育施設を含めた待機児童対策を実施してほしい。
経営環境	3件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 待機児童に関する需要予測が困難で、経営が難しい。
健診	5件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状では費用面の問題から年2回の健診実施は困難である。 ・ 認可保育所の待機児童が多く児童の在籍期間が短いため、保護者への依頼が徹底しにくい状況がある。 ・ 児童の健康に関することは、認可保育所に通う子どもと差が出ないようにすべきである。
研修	3件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認可保育所保育者向けの研修に参加したい。 ・ 参加しやすいよう、開催日程(日曜等)を検討してほしい。 ・ 研修資料を配付してほしい。
情報・連絡	6件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所児童に関する相談・連絡体制を整備してほしい。
監査基準	3件	(市の監査基準についての問い合わせ)
その他	2件	(その他相談)
計	25件	

〔西宮市の子育て支援にかかる主な事業費(平成 24 年度当初予算)〕

単位:千円〕

在家庭以外の子どもにかかる事業も含む。

事業名 (開始年度)		事業内容	事業費
子育て支援サービス	健やか赤ちゃん訪問事業	H19 生後 2 ヶ月頃の乳児がいる家庭への訪問	7,351
	育児支援家庭訪問事業	H19 特別な支援が必要な家庭にヘルパーや保育士を派	3,923
	子育て総合センター	H13 子育て講座、イベント等の企画、様々な子育て支援情報の提供や子育て支援、幼児教育、幼稚園・保育所・小学校の連携についての研究。	47,405
	地域子育て支援拠点事業 (センター型:親子サロン)	主に乳幼児(0~2歳児)とその親が、気軽に集い交流する場を常設し、子育て関連の情報提供や相談、講座等を実施する。	55,770
	児童館・児童センター・移動児童館	S44 地域における子育て支援の拠点として、在家庭の子育てを支援する講座やサロン相談業務、発達障害のある児童への支援など実施。	203,606
	地域子育て支援拠点事業	H16 主に乳幼児(0~2歳児)とその親が、気軽に集い交流する場を常設し、子育て関連の情報提供や相談、講座を実施。	8,365
	大学における子育てひろば	H21 大学のキャンパス内等に主に乳幼児(0~2歳児)を持つ親とその子どもが気軽に集い交流する場の常設。	15,221
	子育て地域サロン	H16 社会福祉協議会による子育て支援活動	6,877
	みやっこキッズパーク	H16 自然の中で、自由に遊びながら創造性を培い、仲間づくりができるよう多様な活動ができる場として提供。	15,883
	一時預かり	H10 保護者の入院やリフレッシュなど、一時的に就学前児童を預かり保育する事業。	32,736
	子育て家庭ショートステイ	H 7 保護者が病気や出産など、一時的に子どもの養育ができない事情が生じたときに、市が指定する児童養護施設などで宿泊を伴う預かりを行う事業。	1,631
	ファミリーサポートセンター事業	H13 地域の中で子育ての相互援助を行う会員制の事業。	15,281
	子育て広報啓発事業、情報の収集及び提供・発信	H17 子育てガイド・父子手帳・子育て便利マップ、ホームページの作成などニーズに応じた情報の収集と提供。	8,092
	子育て支援サービス 計		
幼児教育	4歳児ランド	H15 幼稚園未就園の4歳児を対象に幼児教育の機会を提供。	2,811
	幼稚園地域ふれあい事業	親子遊び、異年齢交流、講話、子育て相談等地域とともに子どもたちのふれあい体験の場を提供。	3,822
	幼児教育 計		6,633

事業名 (開始年度)事業内容			事業費		
相談事業	健康及び栄養に関する相談等		保健師による乳幼児の家庭訪問、乳児健康相談、電話栄養相談・喘息・アレルギー相談、親子の歯の教室、乳幼児発達相談	3,028	
	子育て・育児に関する相談		電話健康相談、乳幼児の子育て相談、公立保育所長による子育て相談、保育所における育児相談	-	
	母(父)と子のこころの相談		精神科医師による育児不安・疲れなどの心の悩みに関する個別相談を実施。	254	
	家庭児童相談事業	H17	しつけや虐待など子育て全般の相談	25,072	
	発達や障害に関する相談		障害のある子どもたちの就園・就学進路相談及び教育相談。	186	
	相談事業 計			28,540	
経済的な支援	児童手当 (平成 23 年 10 月から平成 24 年 3 月分までは、子ども手当)	S46 H24	次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に中学校修了までの児童を養育する親等に手当を支給する制度。所得制限有。	9,023,990	
			中学生		10,000 円
			3 歳誕生月の翌月分から小学生		10,000 円(第 1 子・2 子)
			"		15,000 円(第 3 子以降)
			0 歳から 3 歳の誕生月まで		15,000 円
所得制限限度額以上(一律)	5,000 円				
児童扶養手当	S36	父と生計をともにできない児童の母や、母に代わって児童を養育している人に支給。	1,508,863		
乳幼児等こども医療費助成	S48	中学 3 年生までの乳幼児等の医療費のうち、健康保険適用分の一部負担金を助成する。小学 4 年生から中学 3 年生については、入院費のみ助成であったが、平成 22 年度からは外来医療費も助成。	1,959,072		
経済的な支援 計			12,491,925		
子どもや母親の健康確保	4 ヶ月健康診査		身体面・精神面および神経学的発達の節目となる 4 か月児を対象に総合的な健康診査と育児や栄養などの相談、助言を実施。	9,477	
	10 ヶ月健康診査及びフォロー事業(すくすく相談会)	H21	心身の発達の節目である 10 か月児の発育発達と、保護者の育児状況等についてアンケート形式で行う健康診査と診査の結果、発達に経過観察が必要な児や育児ストレスが高い保護者の育児相談を実施。	19,940	
	1 歳 6 ヶ月健康診査		身体面・精神面の発達において重要な時期である 1 歳 6 か月児を対象に、総合的な健康診査と育児や生活習慣、栄養、むし歯予防などの相談、助言を実施。	13,949	
	3 歳児健康診査		身体面・精神面の発達において重要な時期である 3 歳児を対象に、総合的な健康診査を行うとともに、育児や生活習慣などの相談、助言を実施。	13,361	
	子どもや母親の健康確保 計			56,727	
合計			13,005,966		

【平成 24 年 2 月 10 日付「包括外部監査の結果報告書」より】

【2】(2)4 . 公立幼稚園の保育料の見直しを検討すべき

前述のとおり、公立幼稚園への公費投入額は、私立幼稚園や保育所と比べて大きくなっている一方で、保護者負担の金額（月額）は私立幼稚園の 19,400 円、公立保育所の 23,700 円、民間保育所の 24,000 円と比較しても、9,100 円と最も少ない（いずれも平成 21 年度決算に基づく数値）。

私立幼稚園や保育所と比べた場合、保育内容等に違いがある点で保護者負担に差が出てくるのは当然のことであるが、公立幼稚園の管理運営については、私立幼稚園や保育所と比べても多額の公費が投じられている。

西宮市としては、引き続き公立幼稚園の運営を続けていく方針であるから、民間とのサービス内容の差異も勘案した上で、保護者間の公平性や西宮市の財政負担の観点から、値上げも含めた保育料の見直しを検討する余地があるのではないか。

【利用者負担の基本的考え方（「子ども・子育て関連 3 法について」政府資料より）】

本制度における利用者負担については、すべての子どもに質の確保された学校教育・保育を保障するとの考え方を踏まえ、現行制度の利用者負担の水準、利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本として定める。

ただし、市町村が給付に関する利用者負担額を設定する際、給付単価を超える額を設定することはできない。

実費徴収や実費徴収以外の上乗せ徴収については、一定の要件の下で施設が定める。

利用者負担の水準については、財源の在り方と併せて、制度施行までに検討する。

【阪神間各市の公立幼稚園の保育料】

平成 24 年 11 月現在

	市名	保育料（円）/月		備考
		4 歳児	5 歳児	
1	神戸市	10,000	10,000	教材費別途
2	西宮市	9,600	9,600	教材費別途
3	芦屋市	9,500	9,500	その他約 2000 円/月
4	宝塚市	9,500	9,500	教材費等 1000 円/月
5	尼崎市	9,100	9,100	教材費別途
6	三田市	9,100	9,100	給食費 2860 円/月、教材費別途
7	伊丹市	9,000	9,000	諸経費 1500 円/月
8	川西市	8,000	8,000	教材費等約 20000 円/年
9	姫路市	6,300	6,300	諸費 4,000 ~ 6,000 円/月

【保育所と公立幼稚園の現行保育料と保育料案の比較】

階層区分	現行 保育所 保育料	現行 公立幼稚園 保育料	保育料案 現行×0.325	現行との差額
A	0 円	0 円	0 円	0 円
B	母子父子	0 円	0 円	0 円
	上記以外	3,000 円	1,200 円	1,000 円
C	8,800 円	2,400 円	2,900 円	+ 500 円
D 1	14,800 円	4,800 円	4,800 円	0 円
D 2	21,600 円	9,600 円	7,000 円	- 2,600 円
D 3	30,800 円	9,600 円	10,000 円	+ 400 円
D 4	33,800 円	9,600 円	11,000 円	+ 1,400 円
D 5	35,400 円	9,600 円	11,500 円	+ 1,900 円
D 6	37,300 円	9,600 円	12,000 円	+ 2,400 円
D 7	38,100 円	9,600 円	12,400 円	+ 2,800 円
D 8	41,000 円	9,600 円	13,300 円	+ 3,700 円

保育料が 4800 円に減額される階層は、D 2 の階層にも含まれています。

1. 保育所の基本機能

児童福祉法 39 条に基づく保育所の機能を基本機能とする

保育に欠ける乳幼児の保育を行う機能

- ・「健康、安全で情緒の安定した生活の提供」、「保育 = 養護と教育」を提供し、子どもの発達を支援する機能、必要に応じて保護者の委託を受けて、保育に欠ける子どもの保育を行う」機能 = 一時保育の提供等を含む

保育所を利用する子どもの保護者を支援する機能

- ・「保護者との協働による子育て」、「親と子のきずなの形成支援」を図る機能や、保護者の子育てを支援する多様な保育サービスを提供する機能

特に配慮を要する子どもの保育を行う機能

- ・ 障害や被虐待など、特に配慮を必要とする子どもや家庭の支援

2. 機能拡充が必要な場合に、積極的に備えていく機能

基本機能のようにすべての保育所が備えていく機能ではないが、地域の実情やニーズなどから整備が必要である場合に、保育所として積極的に整備していくべき機能

地域の子育て家庭への支援機能

- ・ 園庭開放、保育所開放など
- ・ 短時間の預かり保育等、保護者のレスパイト支援など
- ・ 保育ママの派遣、出前保育の実施など、地域の子育て家庭へ直接保育サービスを提供することによる支援
- ・ 相談に応じ、保育所のサービスを提供

プレパパ・プレママ支援機能

- ・ 妊娠中の親の不安の解消や仲間づくり、保育所利用の体験などによるプレママ・プレパパ支援
- ・ 中高校生などを含めた未来の保護者の保育体験

(参考)児童福祉法

第三十九条 保育所は、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。

2 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその他の児童を保育することができる。

3. 地域社会との連携・協働のなかで保育所として役割を果たしていく機能

幅広く子育て環境や子育て文化の創造を進める機能であり、保育所だけで取り組むのではなく、地域社会の関係機関・団体や市民との連携・協働のなかで、保育所がその特性を活かし、役割を発揮していくことを踏まえ、備えていく機能

すべての子育て家庭を対象とした子育て相談・支援サービス仲介機能

- ・ 地域の子育て支援拠点として、さまざまな相談の窓口となったり、情報提供を行ったり、支援サービスにつなげたりする機能

子ども家庭福祉に関する啓発機能

- ・ 多くの人子ども、子育て、家庭福祉に関心を持つための啓発実施
- ・ 子ども子育て支援活動への市民の参加促進
- ・ ボランティア活動、体験学習等の受入れによる啓発

胎生期から青少年・大人までの切れ目のない子育て支援機能

- ・ 放課後児童クラブ等、学童期の子ども・子育て家庭支援の拡大
- ・ 学校との連携協力
- ・ 虐待防止等、地域他機関・関係者との連携・ネットワーク活動

地域の子育て文化と子育てコミュニティを育む機能

- ・ 世代間交流の推進
- ・ 異年齢児交流の推進
- ・ 子育て関連講座等の実施
- ・ 子育て支援グループ、サークルへの支援

【保育所の役割 ～ 保育所保育指針〈平成 20 年告示〉より抜粋 ～】

第1章 総則

2 保育所の役割

(3) 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。

(4) 保育所における保育士は、児童福祉法第 18 条の 4 の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものである。

3 保育の原理

(1) 保育の目標

イ 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。

第6章 保護者に対する支援

3 地域における子育て支援

(1) 保育所は、児童福祉法第 48 条の 3 の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、次に掲げるような地域の保護者等に対する子育て支援を積極的に行うよう努めること。

ア 地域の子育ての拠点としての機能

- (ア) 子育て家庭への保育所機能の開放（施設及び設備の開放、体験保育等）
- (イ) 子育て等に関する相談や援助の実施
- (ウ) 子育て家庭の交流の場の提供及び交流の促進
- (エ) 地域の子育て支援に関する情報の提供

イ 一時保育

(2) 市町村の支援を得て、地域の関係機関、団体等との積極的な連携及び協力を図るとともに、子育て支援に関わる地域の人材の積極的な活用を図るよう努めること。

(3) 地域の要保護児童への対応など、地域の子どもをめぐる諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携、協力して取り組むよう努めること。

【特別な支援を必要とする子どもの保育の実施状況】

(1) 実施箇所数 (平成 23 年度)

(単位 : 園)

	保育所
公立	21
民間	17
合計	38

(2) 保育所のあゆみ保育児童数・加配数 (平成 23 年度)

(単位 : 人)

	あゆみ保育児童数	加配数
公立	45 (11)	29
民間	28 (1)	20
合計	73 (12)	49

() 前年度に加配をはずした人数 (外数)

集団保育の中で、子どもが共に育ち、保育士の見守りにより友達と生活できる状況と認め、加配をはずしているが、障害が無い状態ではないため。

(単位 : 園)

西宮市保育所あゆみ保育実施保育所数		
年度	公立実施保育所数	民間実施保育所数
S . 49	4	0
S . 50	5	0
S . 51	7	1
S . 53	7	2
S . 56	8	2
S . 60	9	3
H . 7	11	3
H . 12	11	4
H . 14	11	5
H . 18	18	6
H . 19	18	12
H . 20	19	14
H . 21	20	15
H . 22	22	19
H . 23	21	17

公立保育所は平成21年度より全保育所であゆみ保育実施を決定した。
 昭和47年(1972)現厚生労働省通知「心身障害児通園事業実施要綱」
 昭和48年(1973)障害児保育が制度化され、全国的に統合保育が取り組まれた。

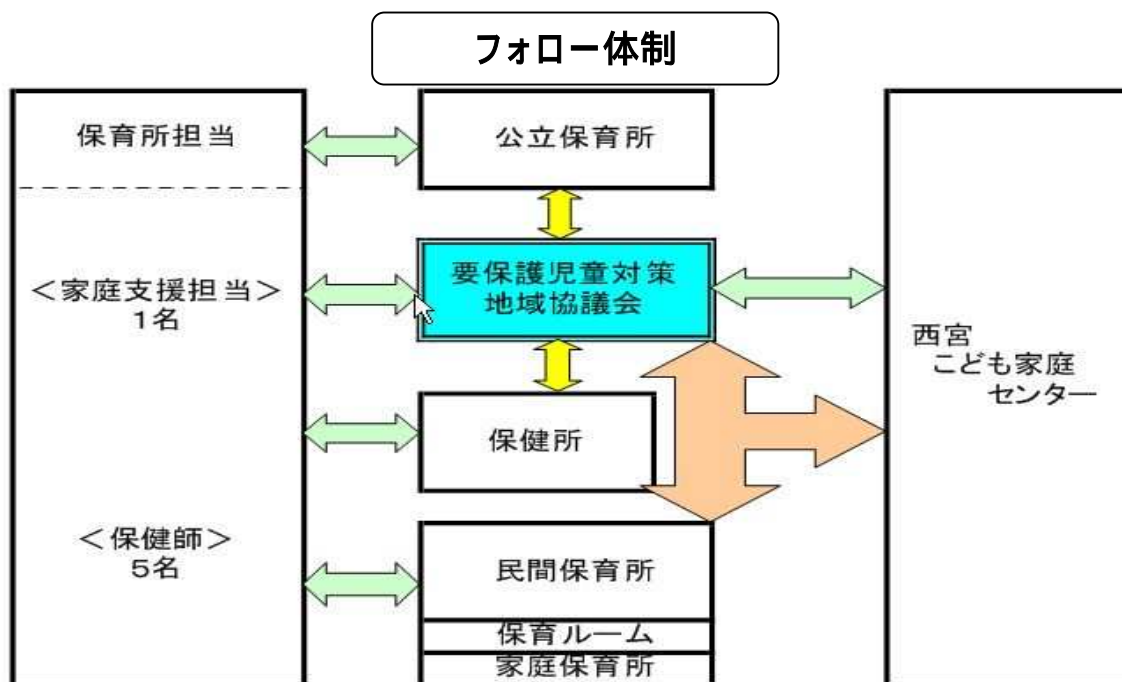
【福祉的ニーズの高い子ども・家庭への支援】

支援の必要な家庭のフォロー体制

保育所は、DV・虐待児童の入所があります。市では、公立保育所の家庭支援担当保育士1名と保健師5名が、全保育所を巡回し子どもの様子を把握しています。

保健所より、児童の安全を図る為に、保育所への入所誘導があり、その場合は入所後に緊密な連携を図ることができる公立保育所へ誘導し、児童とその家庭の見守りを行っています。

また、要保護児童対策協議会、民生児童委員、学校関係者、医療関係者、地域の保健師など、地域総がかりでの見守りと、ケース検討などが実施されています。



(ア) 児童虐待が疑われるケース

市への相談件数のうち保育所へ入所している件数（平成23年度）

	ケース数（単位：件）（ ）は養護ケース
公立	55（20）
民間	36（11）
合計	91（31）

要保護児童対策地域協議会が、市民や保育所から通報・相談を受けた虐待及び養護ケース

公立保育所で児童虐待が疑われる内容と件数

(イ) 保護者への精神面のフォロー

保護者の精神面でのフォローが多く必要な場合、保育所では保育所長が面談を行っています。

日々の観察は保育所の役割であり、未然に虐待を防ぐ一助になっています。保護者とのやり取りは、時に所長の心の重荷となる為、重篤なケースの子どもが在所している公立保育所間では「ほっとサポート」会議を持ち、事例から学ぶなどして所長のバーンアウトを防ぐ役割を担っています。

また、保護者や子どもへの支援については、要保護児童対策地域協議会をはじめとした関係機関と連携して行っています。

【公立保育所子育て支援事業活動チーム】

チーム	小ブロック	公立保育所	小学校区
C	浜脇1	建石保育所	浜脇小
		浜脇保育所	香櫨園小
		朝日愛児館	用海小
		用海保育所	西宮浜小
	大社1	北夙川保育所	夙川小
			北夙川小
			甲陽園小
			苦楽園小
	大社2	大社保育所	安井小
			大社小
神原小			
D	浜脇2	今津文協保育所	津門小
		今津南保育所	今津小
		津門保育所	南甲子園小
	広田2	芦原保育所	瓦木小
		むつみ保育所	平木小
		瓦木北保育所	深津小
B	鳴尾1	鳴尾保育所	鳴尾小
		鳴尾東保育所	鳴尾東小
		浜甲子園保育所	甲子園浜小
	鳴尾2	高須西保育所	高須西小
		高須東保育所	高須小
A	上甲子園	学文殿保育所	上甲子園小
		瓦木みのり保育所	春風小
		小松朝日保育所	鳴尾北小
		鳴尾北保育所	小松小
	広田1	甲東北保育所	広田小
			上ヶ原小
			上ヶ原南小
	甲東2	上之町保育所	樋ノ口小
			高木小
			瓦林小
	甲東1	甲東小	
		段上小	
		段上西小	
	山口	山口小	
		北六甲台小	
	塩瀬	名塩小	
		生瀬小	
		東山台小	

【小ブロック別 保育所の福祉的ニーズの高い子どもの数(平成 23 年度)】

小ブロック	子ども			保護者			合計
	身体	心理	ネグレクト	DV	病気	養護	
浜脇1	0	0	0	0	4	6	10
浜脇2	0	5	4	1	3	7	20
鳴尾1	1	0	4	0	3	3	11
鳴尾2	1	1	1	2	0	10	15
上甲子園	1	1	3	1	4	12	22
大社1	2	0	1	0	2	5	10
大社2	0	0	1	0	1	2	4
広田1	0	0	0	0	0	0	0
広田2	2	0	4	1	1	8	16
甲東1	0	0	0	0	0	0	0
甲東2	0	1	1	0	0	0	2
山口	0	0	0	0	0	0	0
塩瀬	0	0	0	0	0	0	0
合計	7	8	19	5	18	53	110

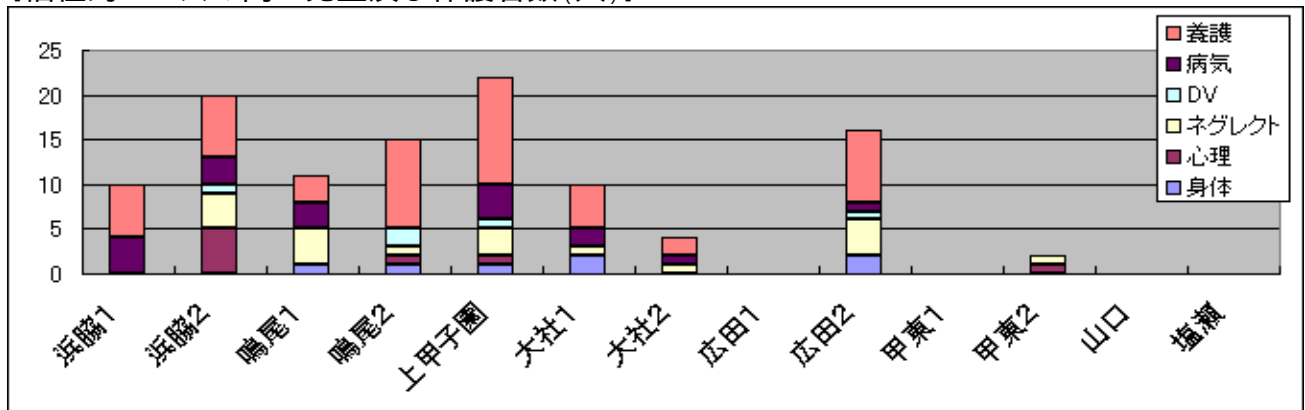
小ブロック	生活保護	関係機関連携
浜脇1	4	5
浜脇2	7	15
鳴尾1	2	9
鳴尾2	3	10
上甲子園	8	10
大社1	1	6
大社2	1	2
広田1	0	0
広田2	10	12
甲東1	0	0
甲東2	0	0
山口	0	0
塩瀬	0	0
合計	36	69

世帯の状況	
母子家庭	55
父子家庭	6
父母以外が養育	3
両親家庭	46
合計	110

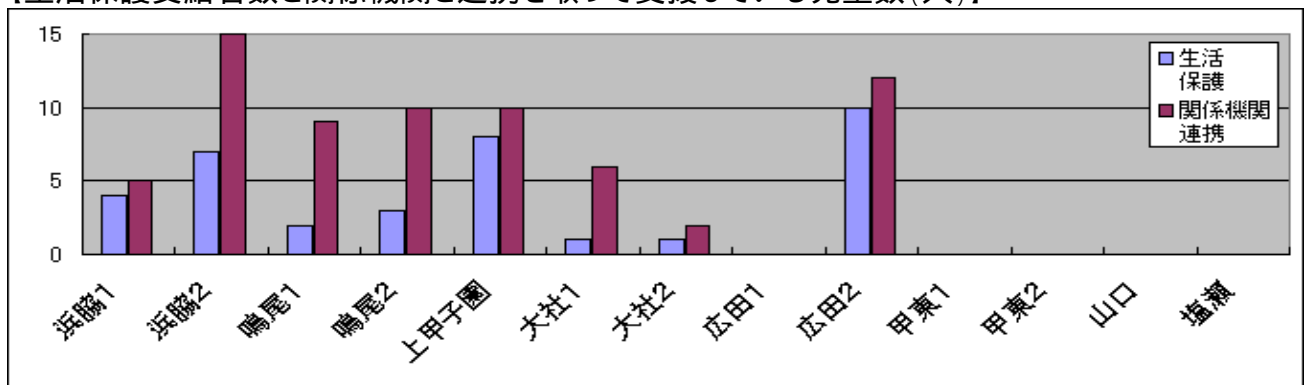
一時保護件数	3
ショートステイ利用者数	4

途中退所の状況	
施設入所	3
市外	10
長期欠席	3

【福祉的ニーズの高い児童及び保護者数(人)】



【生活保護受給者数と関係機関と連携を取って支援している児童数(人)】

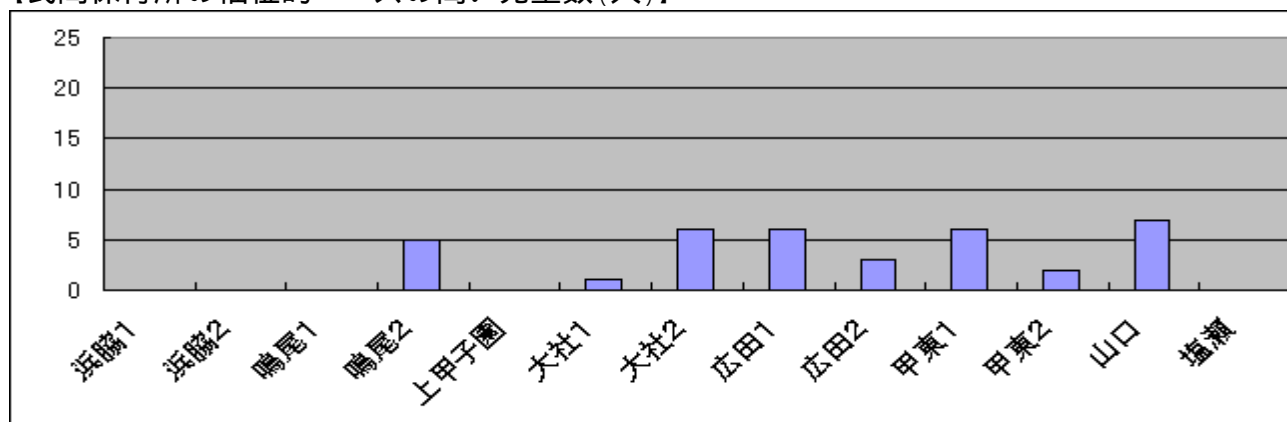


【小ブロック別 保育所の福祉的ニーズの高い子どもの数(平成 23 年度)】

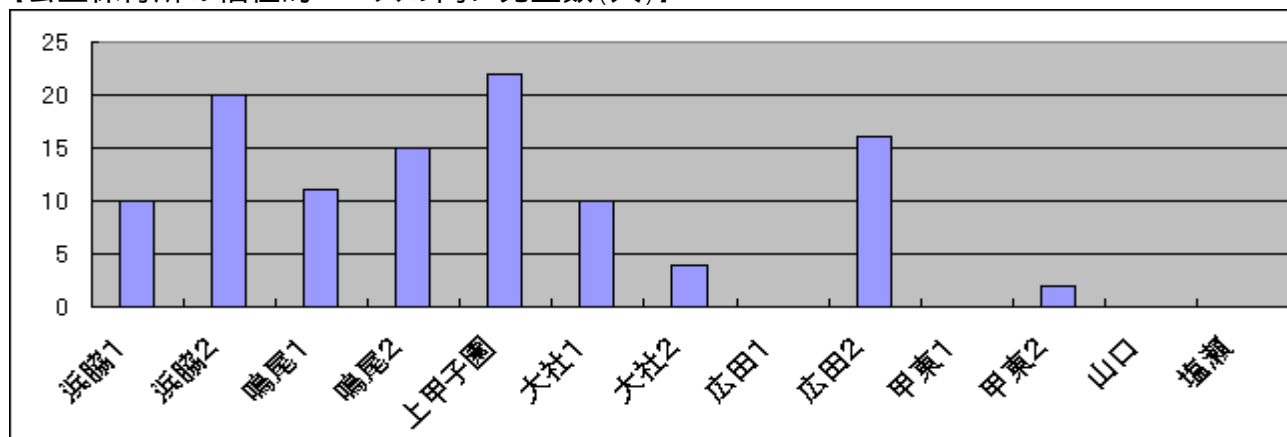
小ブロック	民間保育所		
	民間 児童数	在籍 園数	保育所 数
浜脇1	0	0	6
浜脇2	0	0	3
鳴尾1	0	0	2
鳴尾2	5	1	1
上甲子園	0	0	1
大社1	1	1	3
大社2	6	2	6
広田1	6	2	2
広田2	3	2	2
甲東1	6	3	5
甲東2	2	1	3
山口	7	1	2
塩瀬	0	0	3
合計	36	13	39

小ブロック	公立保育所		
	公立 児童数	在籍 園数	保育所 数
浜脇1	10	4	4
浜脇2	20	3	3
鳴尾1	11	3	3
鳴尾2	15	2	2
上甲子園	22	4	4
大社1	10	1	1
大社2	4	1	1
広田1	0	0	1
広田2	16	3	3
甲東1	0	0	0
甲東2	2	1	1
山口	0	0	0
塩瀬	0	0	0
合計	110	22	23

【民間保育所の福祉的ニーズの高い児童数(人)】



【公立保育所の福祉的ニーズの高い児童数(人)】



【学校教育法より 一部抜粋】

昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号

一部改正：平成 19 年 6 月 27 日法律第 96 号

第 3 章 幼稚園

第 22 条

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第 23 条

幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 2 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 3 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 4 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言語の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 5 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

第 24 条

幼稚園においては、第 22 条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

第 25 条

幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第 22 条及び第 23 条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第 26 条

幼稚園に入園することのできる者は、満 3 才から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

【幼稚園教育要領より 一部抜粋】

平成 20 年告示

第 1 章 総 則 （抜粋）

第 1 幼稚園教育の基本

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法第 22 条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

第 2 教育課程の編成

幼稚園は、家庭との連携を図りながら、この章の第 1 に示す幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう学校教育法第 23 条に規定する幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない。幼稚園教育は、このことにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとする。

これらを踏まえ、各幼稚園においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの幼稚園教育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする。

第 3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など

幼稚園は、地域の実態や保護者の要請により教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動（預かり保育）について、学校教育法第 22 条及び第 23 条並びに総則の第 1 に示す幼稚園教育の基本を踏まえ実施すること。また、幼稚園の目的の達成に資するため、幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めること。

特別な支援を必要とする子どもの入園状況について

公立幼

【特別な支援を必要とする幼児数及び加配職員(保育補助員)数一覧表】 (人)

区 分	H22 年度		H23 年度		H24 年度	
	幼児数	加配職員数	幼児数	加配職員数	幼児数	加配職員数
21 園 4・5 歳児対象	28 /1612	28	33 /1485	33	28 /1452	27
全幼児数に対する割合 (%)	1.74	-	2.22	-	1.93	-
支援が必要な幼児 1 人に対する職員の割合 (人)	-	1.00	-	1.00	-	0.96

教育委員会が実施する「適正就学指導委員会」において、就園相談の申請のあった子どもについて「専門機関相当」なのか「支援(加配)相当」なのか、またその子どもはどのような支援で集団における保育が可能となるのかといった判断をしています。

私立幼

【特別な支援を必要とする幼児数及び加配職員(保育補助員)数一覧表】 (人)

区 分	H22 年度		H23 年度		H24 年度	
	幼児数	加配職員数	幼児数	加配職員数	幼児数	加配職員数
40 園 3・4・5 歳児対象	121 /7886	73	137 /7858	82	142 /7983	83
全幼児数に対する割合 (%)	1.53	-	1.74	-	1.78	-
支援が必要な幼児 1 人に対する職員の割合 (人)	-	0.60	-	0.60	-	0.58

各園において、就園の相談のあった子どもについて、専門家等を含めて判断し、入園を決定しています。

福祉的ニーズの高い子どもの入園状況について

【虐待を把握した人数及び加配職員数一覧表】

(人)

区分	H22 年度		H23 年度		H24 年度	
	幼児数	加配職員数	幼児数	加配職員数	幼児数	加配職員数
公立幼稚園 21 園 4・5 歳児対象	1	0	5	0	4	0
私立幼稚園 40 園 3・4・5 歳児対象	6	2	11	6	10	8

【学校園を中心とした教育相談体制の現状(「西宮教育推進の方向」平成 24 年度より抜粋)】

チームサポートを活かした教育相談



【平成 22 年度審議経過】

格差是正部会のまとめ

(1) 保育所における公費投入の課題

認可保育所における保育士の配置については、国で児童福祉施設最低基準が定められており、これを下回ることにはできませんが、上回ることは自治体(市)の判断により可能です。

西宮市では下表のとおり、1・2歳児は公立のみ、4・5歳児は公立・民間ともに国基準を上回って保育士を配置しております。しかしながら、1・2歳児に関しては、民間保育所6：1、公立保育所5：1と保育士の配置に違いが生じており、今後、改善に向けた早急な対応が必要と考えます。

〔保育士配置基準〕

		0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児
西宮市	公立保育所	3：1	5：1	20：1	
	民間保育所	3：1	6：1	20：1	
国の最低基準		3：1	6：1	20：1	30：1